

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2014-88731
(P2014-88731A)

(43) 公開日 平成26年5月15日(2014.5.15)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
EO4D 3/40 (2006.01)	EO4D 3/40 A	2E108
EO4D 13/16 (2006.01)	EO4D 3/40 ETDC	
	EO4D 3/40 V	
	EO4D 13/16 D	

審査請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 11 頁)

(21) 出願番号 特願2012-240161 (P2012-240161)
(22) 出願日 平成24年10月31日(2012.10.31)

(71) 出願人 595133736
株式会社トーコー
奈良県生駒市北田原町1208番6号
(74) 代理人 100103654
弁理士 藤田 邦彦
(74) 代理人 100165755
弁理士 藤田 典彦
(72) 発明者 松原 悟志
大阪府大阪市北区梅田3丁目3番5号 大和ハウス工業株式会社内
(72) 発明者 金野 利樹
大阪府大阪市北区梅田3丁目3番5号 大和ハウス工業株式会社内

最終頁に続く

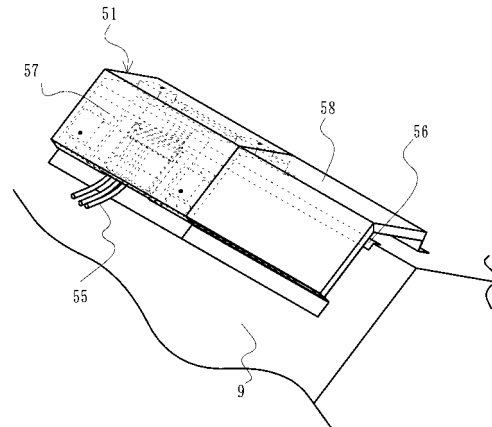
(54) 【発明の名称】 配線引込装置

(57) 【要約】

【解決手段】本発明の配線引込装置は、屋外の配線を支持して開口部から屋内へ導入するもので、その支持手段は発泡性弾性樹脂材からなる配線支持部が基台とカバーに各々相互に圧縮するように配置され、それらにより配線を挟持して支持するものである。また、第一の配線支持部と第二の配線支持部とに高低差を設けている。

【効果】発泡性弾性樹脂材により各々を圧縮するように挟持すること、2つの配線支持部が高低差を設けることで、雨水等が侵入し難くなり、高い止水性を発揮する。また、カバーの装着により簡単に支持することができ、換気棟と連結して一体性があるため、外観上も優れる。

【選択図】 図 8



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

屋根上配置機器の配線を開口部から屋内に引き込むためのものであって、少なくとも基台と、カバーとからなり、前記基台は、配線を下側から支持するものであって、発泡性弾性樹脂材からなる基台配線支持部を有し、前記カバーは、配線を上側から支持するものであって、発泡性弾性樹脂材からなるカバー配線支持部を有し、前記基台配線支持部と前記カバー配線支持部は、カバーを基台に取り付けて配線を支持したときに、互いに圧縮し、前記配線を狭持して支持することを特徴とする配線引込装置。

10

【請求項 2】

前記開口部は、勾配屋根の屋根頂部をその長手方向に開口する棟換気用の開口部であって、前記基台は、前記開口部の長手方向に沿って配置される換気棟と連続して配置されたことを特徴とする請求項 1 に記載の配線引込装置。

【請求項 3】

前記基台配線支持部は、前記基台の開口部分側の第一の基台配線支持部と、軒先側の第二の基台配線支持部とからなり、第一の基台配線支持部は、基台の開口部分側の端辺を延長して上側で折り返した折り返し片の上面に取り付けられたことを特徴とする請求項 1 または 2 のいずれかに記載の配線引込装置。

20

【請求項 4】

前記カバー配線支持部は、前記第一の基台配線支持部に対応する第一のカバー配線支持部と、前記第二の基台配線支持部に対応する第二のカバー配線支持部とからなり、前記第二のカバー配線支持部は、カバーの裏面から台上に配置されたことを特徴とする請求項 3 に記載の配線引込装置。

【請求項 5】

前記配線引込装置は外観上換気棟とほぼ同じ形態であって、換気棟及びその他の屋根部材と連結するための連結手段を有することを特徴とする請求項 1、2、3 ないし 4 のいずれかに記載の配線引込装置。

30

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、屋根の頂頭部を開口して換気する換気棟と連続して設置する配線引込装置であって、高い止水性を有し、太陽電池パネル等の屋根上配置機器の配線を屋内に引き込むための装置に関する。

【背景技術】

【0002】

太陽光発電パネルの配線を屋内に引き込むための引き込み構造において、ベース板に開口を形成する配線の引き込み構造は存在した。

40

(例えば特許文献 1 参照)

また、換気のための開口部と配線の引き込み口を同一の開口部とするものも存在した。

(例えば特許文献 2 参照)

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献 1】特許第 4 4 3 8 4 7 4 号公報

【特許文献 2】特開平 1 1 - 4 4 0 3 5 号公報

【発明の概要】

50

【発明が解決しようとする課題】**【0004】**

特許文献1に記載の発明は、太陽光パネルの配線の引き込み口が防水効果を有するように引き込むものであり、換気棟を併設した場合に別途開口部を形成する必要があるため、施工に手間がかかった。

また、特許文献2に記載の発明は、換気棟の開口部を配線の引き込み口と兼ねるもので施工の手間は省略できるが、換気棟の内方まで太陽光パネルを設置しなければならず、太陽光パネル及び換気棟の施工が簡単ではなく、高い止水性を有するものではなかった。

【0005】

そこで、高い止水性を有し、施工の手間がかからず、簡単に太陽光パネル等の屋根上配置機器の配線を引き込むことができる配線引込装置が求められていた。

【課題を解決するための手段】**【0006】**

そこで、本発明の配線引込装置は、屋根上配置機器の配線を開口部から屋内に引き込むためのものであって、少なくとも基台と、カバーとからなり、前記基台は、配線を下側から支持するものであって、発泡性弾性樹脂材からなる基台配線支持部を有し、前記カバーは、配線を上側から支持するものであって、発泡性弾性樹脂材からなるカバー配線支持部を有し、前記基台配線支持部と前記カバー配線支持部は、カバーを基台に取り付けて配線を支持したときに、互いに圧縮し、前記配線を狭持して支持することを特徴とするものである。

【0007】

また、前記開口部は、勾配屋根の屋根頂部をその長手方向に開口する棟換気用の開口部であって、前記基台は、前記開口部の長手方向に沿って配置される換気棟と連続して配置されたことが好ましい。

【0008】

また、前記基台配線支持部は、前記基台の開口部分側の第一の基台配線支持部と、軒先側の第二の基台配線支持部とからなり、第一の基台配線支持部は、基台の開口部分側の端辺を延長して上側で折り返した折り返し片の上面に取り付けられたことが好ましい。

【0009】

また、前記カバー配線支持部は、前記第一の基台配線支持部に対応する第一のカバー配線支持部と、前記第二の基台配線支持部に対応する第二のカバー配線支持部とからなり、前記第二のカバー配線支持部は、カバーの裏面から台上に配置されたことが好ましい。

【0010】

また、前記配線引込装置は外観上換気棟とほぼ同じ形態であって、換気棟及びその他の屋根部材と連結するための連結手段を有することが好ましい。

【発明の効果】**【0011】**

請求項1に記載の発明により、配線を屋内に導入することができるとともに、弾性のある発泡性樹脂材により配線を狭持して支持することにより、配線を傷めずに支持することができるのみならず、配線を伝って外部の雨水等の流入を遮断することができ、止水性が高い配線引込装置を提供することができる。

【0012】

請求項2に記載の発明により、弾性のある発泡性樹脂材が互いに圧縮するように配置されていることから、外部の雨水等が発泡性樹脂材に染み込んで屋内に流入することを防止することができ、更に高い止水性を有する配線引込装置を提供することができる。

【0013】

請求項3に記載の発明により、基台の配線支持部が開口部分側と軒先側との二か所に配置され、開口部側の第一の配線支持部が折り返し片により高い位置に配置されていることから、折り返し片が水切り材としての効果を発揮するため、更に高い止水性を有する配線引込装置を提供することができる。

10

20

30

40

50

【0014】

請求項4に記載の発明により、第二の基台配線支持部に相当する位置の第二のカバー配線支持部は、カバーの裏面から台上に配置され、第一のカバー配線支持部よりも高い位置に配置されている。これにより、第一の基台配線支持部及び第一のカバー配線支持部により支持される位置と、第二の基台配線支持部及び第二のカバー配線支持部により支持される位置との間に高低差を設けることができ、外部の雨水等の流入を防止し、更に高い止水性を有する配線引込装置を提供することができる。

【0015】

請求項5に記載の発明により、換気棟と連結することができ、換気棟と外観上ほぼ同じ形態をとるため、両者を連結して配置したとき、外観上優れた配線引込装置を提供することができる。

10

【図面の簡単な説明】

【0016】

【図1】本発明の第一実施例にかかる基台の一例を示す斜視図である。

【図2】(a)は本発明の第一実施例にかかる基台とカバー台座を取り付けた状態を示す斜視図で、(b)は本発明の第一実施例にかかるカバーの裏面からの状態を示す斜視図である。

【図3】本発明の第一実施例にかかる配線引込装置に配線を通した状態を示す斜視図である。

【図4】図3のA-A線拡大断面図である。

20

【図5】本発明の第一実施例にかかる配線引込装置と換気棟を連結した状態を示す平面図である。

【図6】(a)は本発明の第二実施例にかかるカバー台座に基台を取り付けた状態を示す斜視図であり、(b)は本発明の第二実施例にかかるカバーの裏面からの状態を示す斜視図である。

【図7】本発明の第二実施例にかかる基台に配線を通し、カバーを取り付ける状態を示す斜視図である。

【図8】本発明の第二実施例にかかる配線引込装置と換気棟を連結した状態を示す斜視図である。

【発明を実施するための形態】

30

【0017】

本発明の実施の一例を図面に沿って説明する。

図1ないし図5は、本発明の第一実施例にかかる配線引込装置であって、片流れの屋根9に取り付けるものである。図1は、配線引込装置1に用いる基台2の一例を示す。配線引込装置1は、基台2とカバー3からなるが、カバー3を取り付けるためにカバー台座4を使用する。この配線引込装置1により、屋根9上の太陽光パネルなどの屋根上配置機器の配線5を支持しつつ、屋根9の開口部7を通して屋内に引き込むことができる。屋根の開口部7は、換気棟8(図5)を用いた場合に屋根の頂頭部を開口する部分を利用する。

【0018】

基台2は、平板状の底板11と、第一の基台配線支持部13aと、第二の基台配線支持部13bと、カバー取付台14a、14bとからなる。

40

基台2の底板11の開口部7側(図1の右上側)には、その端辺を延長して折り返して片持ち状にした折り返し片12が形成される。折り返し片12の折り返した上面には緩衝材を配置して第一の基台配線支持部13aを形成する。

【0019】

また、底板11の上面であって、第一の基台配線支持部13aの軒先側(図1の左手前側)に、さらに緩衝材を配置して第二の基台配線支持部13bを形成する。折り返し片12は、底板11の端辺を延長し、直角以上の角度で折曲し、その後、さらに軒方向(図1の左手前方向)に向けて折曲したものであるため、第一の基台配線支持部13aは第二の基台配線支持部13bよりも高い位置に配置されている。

50

【 0 0 2 0 】

緩衝材は、弾性を有する発泡性の樹脂材である。具体的には、エチレンプロピレンゴム材（EPDM）が好ましいが、弾性を有する発泡性の樹脂材であれば、ウレタン系樹脂材やシリコン系樹脂材であっても良い。底板 1 1 は、鋼板を成形することにより作ることができるが、屋外に設置するため、高い防食性を備えたガルバリウム鋼板を用いることが好ましい。しかし、ガルバリウム鋼板のみに限定されるものではなく、通常の亜鉛メッキ鋼板やアルミニウム鋼板など、その他の材質のものであっても良い。

【 0 0 2 1 】

第二の基台配線支持部 1 3 b よりも軒先側は、先述のカバー取付台 1 4 a、1 4 b などが配置されておらず、底板 1 1 の幅方向（図 1 の左右方向）全体に渡って配線導入部 1 5 として利用することができる。配線導入部 1 5 の軒側の端辺は、使用者が怪我をしないように、下側に折り返してある。

10

【 0 0 2 2 】

底板 1 1 の両側方（図 1 の右手前側と左奥側）には、カバー取付台 1 4 a、1 4 b が配置されている。カバー取付台 1 4 a、1 4 b は底板 1 1 から台状に隆起させたもので、その高さは第一の基台配線支持部 1 3 a よりも高い。カバー取付台 1 4 a、1 4 b の高さは平板状のカバー 3、カバー台座 4 を取り付けたときに、換気棟 8 と同じ高さとなるようにする。なお、カバー取付台 1 4 a、1 4 b にはカバー 3、カバー台座 4 を取り付けるためのネジ孔 1 6、1 6 が形成されている。

20

【 0 0 2 3 】

図 2（a）に示すように、基台 2 にはカバー台座 4 を取り付ける。図 1 に示すように、この基台 2 における 2 つのカバー取付台 1 4 a、1 4 b のうち、手前側の第一のカバー取付台 1 4 a を奥側の第二のカバー取付台 1 4 b よりも、幅方向（図 1、図 2（a）の左右方向）に延長されていて、底板 1 1、配線導入部 1 5 も第一のカバー取付台 1 4 a の大きさに合わせて、延長されている。この延長された部分は、換気棟 8 や他の配線引込装置 1 の連結部 2 4 と連結するための部分となる。

【 0 0 2 4 】

図 2（a）に示すように、カバー台座 4 は、平板部 2 1 と垂直部 2 2 とからなり、垂直部 2 2 は、平板部 2 1 の端辺から垂直方向に折曲 2 5 して形成されている。平板部 2 1 は、基台 2 の底板 1 1 と同じく平板状のものである。平板部 2 1 は、第一の平板部 2 1 a と第二の平板部 2 1 b の間を、軒側から所定の部分を切除してあるため、平面略コの字状になっている。この切除部分 2 3 は、カバー台座 4 を基台 2 に取り付けた場合、基台 2 の第一の基台配線支持部 1 3 a と第二の基台配線支持部 1 3 b 及び通路 6 が、露出するように切除されている。

30

【 0 0 2 5 】

カバー台座 4 の軒側（図 2（a）の手前側）の端辺は、カバー取付台 1 4 a、1 4 b の軒側の端辺と同じ位置となるように形成されている。カバー台座 4 の第一の平板部 2 1 a は、延長された第一のカバー取付台 1 4 a と同じ幅を有し、これと同じ大きさの第二の平板部 2 1 b が第二のカバー取付台 1 4 b に取り付けられる。そのため、第二の平板部 2 1 b の下側の一部にのみ第二のカバー取付台 1 4 b が位置することになり、他の部分は空洞になっている。この空洞部分が換気棟 8 や他の配線引込装置 1 と連結するための空洞連結部 2 4 となる。

40

【 0 0 2 6 】

また、図 2（a）及び図 4 に示すように、カバー台座 4 の平板部 2 1 の奥行きは、基台 2 の奥行きよりも長く形成され、その部分が垂直方向に折曲された垂直部 2 2 となっている。したがって、この基台 2 の奥端面と垂直部 2 2 までの間には所定の間隔が空いている。この部分に配線 5 が導入されて屋内に達するまでの通路 6 となる。

【 0 0 2 7 】

平板部 2 1 には、第一のカバー取付台 1 4 a、第二のカバー取付台 1 4 b に形成されているネジ孔 1 6、1 6 に対応する位置にネジ孔 2 6、2 6 が形成され、これらにネジを通

50

すことにより、カバー台座 4 を基台 2 に取り付けて固定することができる。

【 0 0 2 8 】

図 2 (b) に示すように、カバー 3 は、平板部 3 1 の端辺から垂直方向に折曲 3 3 して形成される垂直部 3 2 とからなる。この平板部 3 1 をカバー台座 4 の切除部分 2 3 を覆うように取り付けると、カバー 3 の折曲部 3 3、垂直部 3 2 がカバー台座 4 の折曲部 2 5、垂直部 2 2 に重なる。

【 0 0 2 9 】

平板部 3 1 は、カバー台座 4 の平板部 2 1 の切除部分 2 3 よりも若干大きく形成されている。平板部 3 1 が切除部分 2 3 を覆うようにカバー 3 をカバー台座 4 に取り付けると、切除部分 2 3 の周囲の第一の平板部 2 1 a、第二の平板部 2 2 b に、平板部 3 1 の周縁が重なり、切除部分 2 3 を上方から覆うことができる。この状態で、前記ネジ孔 1 6、2 6 とこれらに対応して形成されているネジ孔 3 7、3 7 とにネジを通すことによりカバー 3 をカバー台座 4 に固定する。

【 0 0 3 0 】

また、平板部 3 1 の軒先側 (図 2 (b) の下側) を垂直方向に折曲して遮断壁 3 6 が形成されている。この遮断壁の高さは第一のカバー取付台 1 4 a、第二のカバー取付台 1 4 b の半分程度である。このため、カバー 3 を基台 2 に取り付けたとき、第二の基台配線支持部 1 3 b に配線 5 を挿入し得る配線開口部 1 0 を上方から一部遮断することができ、雨水の浸入を遮断できる。つまり、図 3 に示すように、この遮断壁 3 6 に覆われない部分は、配線 5 が挿通するための配線開口部 1 0 となる。

【 0 0 3 1 】

図 2 (b) に示すように、カバー 3 の裏面、すなわち平板部 3 1 の裏面には、取付時に基台 2 の第一の基台配線支持部 1 3 a、第二の基台配線支持部 1 3 b に相当する位置に、第一のカバー配線支持部 3 4 a、第二のカバー配線支持部 3 4 b が配置される。これら第一のカバー配線支持部 3 4 a、第二のカバー配線支持部 3 4 b は、緩衝材を配置することにより形成され、この緩衝材は基台の配線支持部 1 3 a、1 3 b と同じく、弾性のある発泡性樹脂材からなるものとすることができる。

【 0 0 3 2 】

また、平板部 3 1 の裏面には台 3 5 が形成され、その台上に第二のカバー配線支持部 3 4 b が配置されている。そのため、図 2 (b) では、第一のカバー配線支持部 3 4 a に比して第二のカバー配線支持部 3 4 b が高い位置に配置されることになる。これにより、第二の基台配線支持部 1 3 b は第一の基台配線支持部 1 3 a よりも低い位置に配置されることになり、第二のカバー配線支持部 3 4 b は、この第二の基台配線支持部 1 3 b に接触し、お互いを圧縮することができる。

【 0 0 3 3 】

基台 2 の配線開口部 1 0 に配線 5 を挿通し、カバー台座 4、カバー 3 を取り付けた状態を図 3、図 4 に示す。カバー 3 を取り付けた状態で遮断壁 3 6 の下方となる配線開口部 1 0 から引き入れられた配線 5 は、第二の基台配線支持部 1 3 b と第二のカバー配線支持部 3 4 b に挟持され、その後、第一の基台配線支持部 1 3 a、第一のカバー配線支持部 3 4 a に挟持されて支持され、通路 6 を通り、屋根を開口した開口部 7 から屋内に引き入れられる。

【 0 0 3 4 】

図 4 に示すように、底板 1 1 に、折り返し片 1 2 が形成され、第一の基台配線支持部 1 3 a は、底板 1 1 よりも高いところに位置する。これにより、雨水などが配線引込装置 1 の配線開口部 1 0 から流入したとしても、この折り返し片 1 2 が水切りの役割を果たし、開口部 7 へ流入しない。

【 0 0 3 5 】

また、第二のカバー配線支持部 3 4 b は、平板部 3 1 から台 3 5 を設けて配置されていることから、配線引込装置 1 に引き込まれた配線 5 は、第二の基台配線支持部 1 3 b と第二のカバー配線支持部 3 4 b によりいったん基台 2 の底板 1 1 付近で挟持され、その後、

折り返し片 1 2 により基台 2 の底板 1 1 よりも高い位置で第一の基台配線支持部 1 3 a と第一のカバー配線支持部 3 4 a により支持される。そのため、配線 5 はいったん支持された後に、底板 1 1 から高い位置で支持されることになり、配線を伝って雨水が流入したとしても、この高低差により雨水の浸入を防止することができる。

【 0 0 3 6 】

基台配線支持部 1 3 a、1 3 b とカバー配線支持部 3 4 a、3 4 b は、お互いを圧縮している。配線 5 を挟持する部分では、配線 5 を挟み込んでいるので、各々の緩衝材の高さが支持する前の状態から 5 分の 1 程度になるまで圧縮している。また、図示しないが、配線 5 を挟み込んでいない部分では、各々の緩衝材が接触して、お互いを圧縮し、その高さが約半分程度になるようにすることが好ましい。この緩衝材がお互いを圧縮しているので、外部からの雨水等の流入を防止するとともに、配線の周囲からの雨水等の流入も防止することができる。

10

【 0 0 3 7 】

図 5 に示すように、配線引込装置 1 は、換気棟 8 と連結することができる。このとき、配線引込装置 1 の連結部分 2 4 と同様に、換気棟 8 にも連結部分 2 4 a が形成され、この部分に配線引込装置 1 の第一のカバー取付台 1 4 a、第一の平板部分 2 1 a のうち延長された部分を挿入して連結している。この配線引込装置 1 のカバー台座 4、カバー 3 の表面の傾斜や基台 2 の配線導入部 1 5 が、換気棟 8 の外表面の形態とほぼ同じとなり、外観上、見栄えの良い配線引込装置とすることができる。

【 0 0 3 8 】

20

次に、図 6 から図 8 に示すように、両棟に傾斜を有する屋根に取り付ける配線引込装置 5 1 について説明する。この配線引込装置 5 1 は、基台 5 2、カバー台座 5 3、カバー 5 4 とからなる。

【 0 0 3 9 】

図 6 (a) に示すように、カバー台座 5 3 は、板状材を一部折曲して山型の形状とした山型平板部 6 1 からなり、その長手方向中央部分の頂頭部を開口して、配線 5 が通る通路 6 5 を形成している。この山型平板部 6 1 は換気棟 5 8 の基本的な形態となる基板とほぼ同じ形態とすることが好ましい。

【 0 0 4 0 】

図 8 に示すように、換気棟 5 8 は、屋根 9 の頭頂部を開口した開口部 5 6 から換気をしており、配線引込装置 5 1 を換気棟 5 8 と連結したときに、カバー台座 5 3 の通路 6 5 の真下に屋根 9 の開口部 5 6 が位置することになる。なお、カバー台座 5 3 の山型平板部 6 1 には、台状に形成した全体カバーを取り付けるための取付台 6 3、6 3 が配置されている。

30

【 0 0 4 1 】

この通路 6 5 から軒方向の両側にかけて基台 5 2 を配置することができる基台配置部 6 2、6 2 が形成される。図 6 に示す実施例では、台座 5 2 は基台配置部 6 2、6 2 の一方にのみ取り付け、もう一方には配置していない。両方に配置するか一方に配置するかは、配線 5 5 の位置、数量等を考慮して決定すれば良い。

【 0 0 4 2 】

40

基台 5 2 は、図 1 に示す第一実施例にかかる基台 2 とほぼ同じ形態であるが、一方のカバー取付台のみを大きくしたのではなく、双方のカバー取付台が同じ大きさである。この基台 5 2 には第一の基台配線支持部 7 1、第二の基台配線支持部 7 2 が配置され、第一の基台配線支持部 7 1 は折り返し片 7 3 により一段高い位置に配置される。第一の基台配線支持部 7 1、第二の基台配線支持部 7 2 は緩衝材からなり、この緩衝材は弾性を有する発泡性樹脂材からなるものであることは、第一実施例にかかる基台 2 と同じである。

【 0 0 4 3 】

カバー 5 4 は、図 2 (b) に示す第一実施例にかかるカバー 3 とほぼ同じ形態である。第一のカバー配線支持部 8 1、第二のカバー配線支持部 8 2 が配置され、第二のカバー配線支持部 8 2 は台 8 3 により一段高く配置されている。これも弾性を有する発泡性樹脂材

50

からなる。また、カバー 5 3 の先端を折り返して遮断壁 8 4 を形成している。

【 0 0 4 4 】

図 7 に示すように、配線 5 5 は第二の基台配線支持部 7 2、第一の基台配線支持部 7 1 から、通路 6 5 を通り、屋根 9 の開口部 5 6 を通って屋内へ入る。

カバー 5 4 は、第一実施例と同じく、カバー台座にその周縁を重ねるように取り付ける。そのとき、第一の基台配線支持部 7 1 と第一のカバー配線支持部 8 1 とが、第二の基台配線支持部 7 2 と第二のカバー配線支持部 8 2 とが、配線 5 5 を支持した状態で互いに接触し、お互いを圧縮する点についても、第一実施例と同様である。

【 0 0 4 5 】

図 8 に示すように、配線引込装置 5 1 に配線 5 5 を通して支持した状態で、全体カバー 5 7 を取付台 6 3、6 3 に取り付ける。この全体カバー 5 7 は換気棟 5 8 の外側カバーとほぼ同じ形状であるため、換気棟 5 8 と連続して配置することによって、外観上、換気棟 5 8 と配線引込装置 5 1 とが同じ形態となり、外観上優れた配線引込装置 5 1 を提供することができる。また、図示しないが、配線引込装置 5 1 に連結部を形成して換気棟 5 8 と連結させることもできる。

10

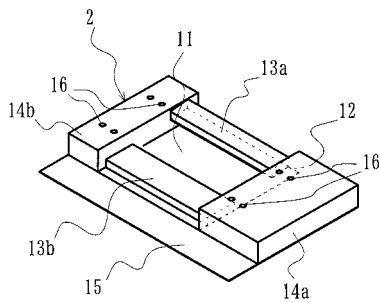
【 符号の説明 】

【 0 0 4 6 】

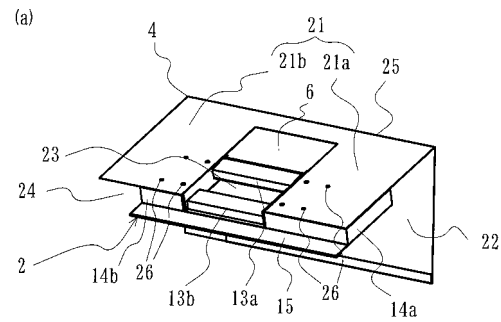
1 ... 配線引込装置、2 ... 基台、3 ... カバー、4 ... カバー台座、5 ... 配線、6 ... 通路、8 ... 換気棟、12 ... 折り返し片、13 a ... 第一の基台配線支持部、13 b ... 第二の基台配線支持部、21 ... 平板部、24 ... 空洞連結部、34 a ... 第一のカバー配線支持部、34 b ... 第二のカバー配線支持部、36 ... 遮断壁、51 ... 配線引込装置、52 ... 基台、53 ... カバー台座、54 ... カバー、55 ... 配線、56 ... 開口部、58 ... 換気棟、71 ... 第一の基台配線支持部、72 ... 第二の基台配線支持部、81 ... 第一のカバー配線支持部、82 ... 第二のカバー配線支持部

20

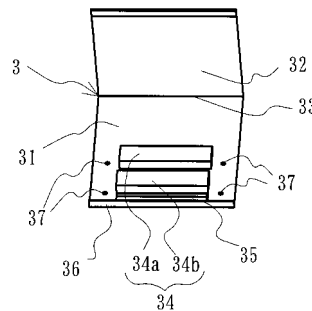
【 図 1 】



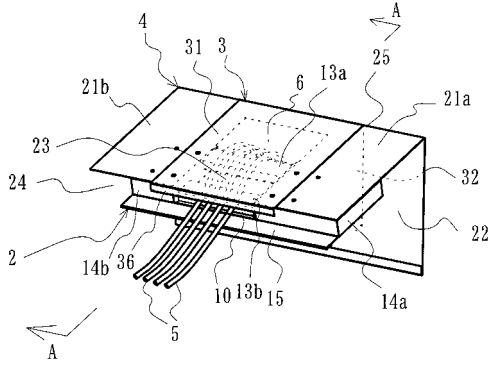
【 図 2 】



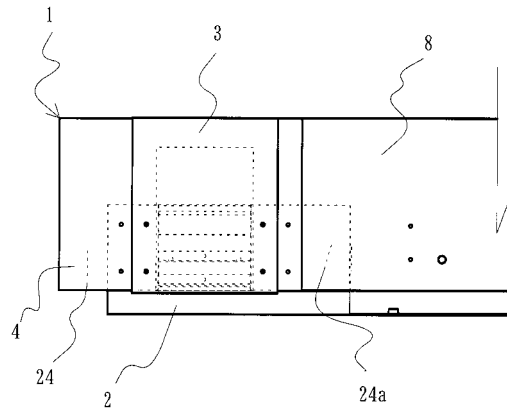
(b)



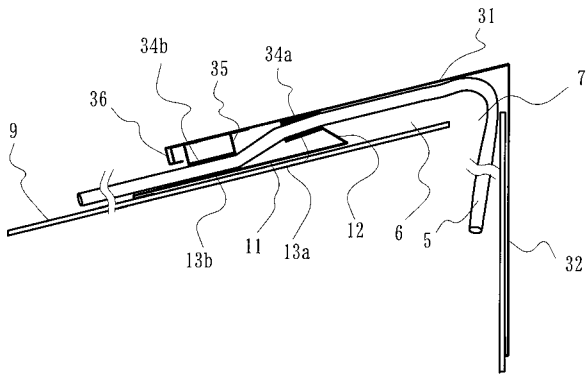
【 図 3 】



【 図 5 】

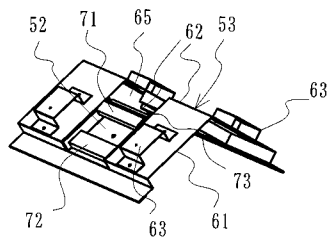


【 図 4 】

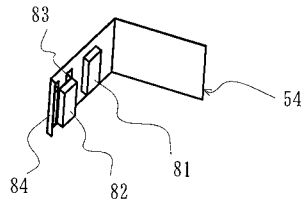


【 図 6 】

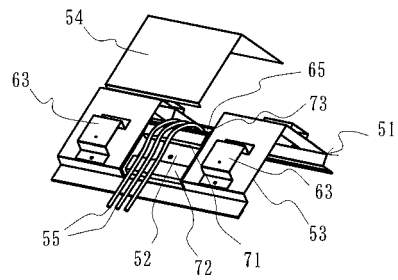
(a)



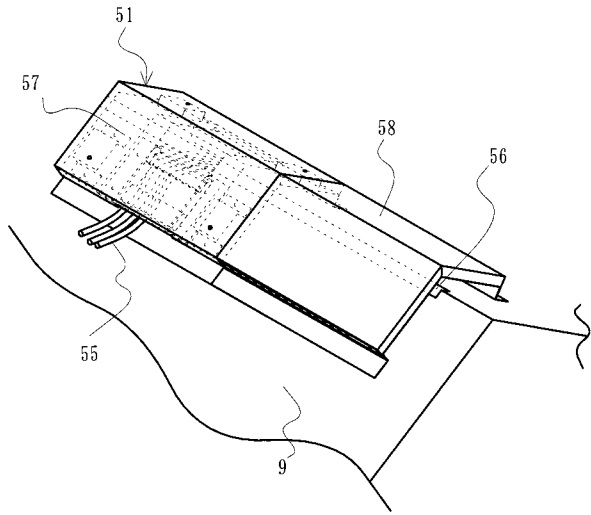
(b)



【 図 7 】



【 図 8 】



フロントページの続き

- (72)発明者 藤見 和憲
奈良県生駒市北田原町 1 2 0 8 - 6 株式会社トーコー内
- (72)発明者 森村 匡弘
奈良県生駒市北田原町 1 2 0 8 - 6 株式会社トーコー内
- (72)発明者 川辺 のぼる
奈良県生駒市北田原町 1 2 0 8 - 6 株式会社トーコー内
- Fターム(参考) 2E108 AA02 AZ02 GG16 JJ02 JJ11